

【資料】運賃について

1 運賃

区分		降車する停留所が所在する使用料区域								
		市街地	上堅田・下堅田・木立・青山	八幡・西上浦	大入島	上浦	弥生	本匠・宇目・直川	鶴見・米水津	蒲江
乗車する停留所が所在する使用料区域	市街地	200円	300円	300円	—	400円	300円	400円	400円	400円
	上堅田・下堅田・木立・青山	300円	200円	—	—	—	—	—	300円	300円
	八幡・西上浦	300円	—	200円	—	300円	—	—	—	—
	大入島	—	—	—	200円	—	—	—	—	—
	上浦	400円	—	300円	—	200円	—	—	—	—
	弥生	300円	—	—	—	—	200円	300円	—	—
	本匠・宇目・直川	400円	—	—	—	—	300円	200円	—	—
	鶴見・米水津	400円	300円	—	—	—	—	—	200円	—
	蒲江	400円	300円	—	—	—	—	—	—	200円

備考

- 1 障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳（備考2（1）において単に「身体障害者手帳」という。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定に基づき交付された療育手帳（備考2（2）において単に「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（備考2（3）において単に「精神障害者保健福祉手帳」という。）を所持する者をいう。）が当該手帳を提示した場合は、上表の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 次のいずれかに該当する者の介護者が利用する場合は、上表の額に2分の1を乗じて得た額とする。
 - （1）身体障害者手帳を所持する者で当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの
 - （2）療育手帳を所持する者で当該療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種知的障害者とされているもの
 - （3）精神障害者保健福祉手帳を所持する者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のもの
- 3 第8条第1項の乗継乗車券を提出した場合は、上表の額から200円（備考1又は備考2の規定の適用を受ける者及び別表第4の市街地と大入島の区域の間においてコミュニティバスの乗り継ぎを行う者で市長が別に定めるものにあつては、100円）を減じた額とする。

- 4 ICカードにより第5条第1項の使用料を納めコミュニティバスを降車した者が、降車した時から1時間以内に再度コミュニティバスを利用し、その際にICカードによって同項の使用料を納める場合は、上表の額（備考1から備考3までの規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）から60円を減じた額とする。
- 5 小学校就学の始期に達するまでの者が利用する場合は、無料とする。

区域	範囲
市街地	上堅田・下堅田・木立・青山、八幡・西上浦、大入島、上浦、弥生、本匠・宇目・直川、鶴見・米水津及び蒲江の区域以外
上堅田・下堅田・木立・青山	大字長谷 大字池田 大字木立 大字長良 大字堅田 大字青山 上灘及び東灘の地域
八幡・西上浦	大字海崎 大字戸穴 大字霞ヶ浦 大字狩生 大字二栄 大字護江
大入島	大字守後浦 大字久保浦 大字片神浦 大字高松浦 大字塩内浦 大字日向泊浦 大字荒網代浦 大字石間浦
上浦	佐伯市上浦の全域
弥生	佐伯市弥生の全域
本匠・宇目・直川	佐伯市本匠の全域 佐伯市宇目の全域 佐伯市直川の全域
鶴見・米水津	佐伯市鶴見の全域 佐伯市米水津の全域
蒲江	佐伯市蒲江の全域

2 回数券

区分	種類	使用料
回数券	100円券 11枚	1,000円
	100円券 23枚	2,000円

3 定期券

区分	利用する使用料区域の数	通用期間	使用料 (往復定期券)	使用料 (片道定期券)
一般定期券	1区域	1月	8,160円	4,280円
		3月	23,250円	12,200円
		6月	41,610円	21,840円
	2区域	1月	12,240円	6,420円
		3月	34,880円	18,310円
		6月	62,420円	32,770円
	3区域	1月	16,320円	8,560円
		3月	46,510円	24,410円
		6月	83,230円	43,690円
	4区域	1月	20,400円	10,710円
		3月	58,140円	30,520円

	5 区域	6 月	104,040 円	54,620 円
		1 月	24,480 円	12,850 円
		3 月	69,760 円	36,620 円
		6 月	124,840 円	65,540 円
通学定期券	1 区域	1 月	7,200 円	3,780 円
		3 月	20,520 円	10,770 円
		6 月	36,720 円	19,270 円
	2 区域	1 月	10,800 円	5,670 円
		3 月	30,780 円	16,150 円
		6 月	55,080 円	28,910 円
	3 区域	1 月	14,400 円	7,560 円
		3 月	41,040 円	21,540 円
		6 月	73,440 円	38,550 円

備考

- 1 別表第3備考1の障がい者及び同表備考2の介護者が一般定期券の発行を受け
る場合は、上表の一般定期券の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満
の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 通学定期券は、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22
年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）に通学するためコミュニ
ティバスを利用する生徒又は学生に対して発行する。

4 1日乗車券

区分	使用料
1日乗車券	1,000 円

- 5 その他 今回の再編に合わせて、大分バス佐伯～大分線及び大野竹田バス重岡線
の佐伯市内運賃が200円に変更されます。